

令和2年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和2年3月6日（金曜日）

○日時 令和2年3月6日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第16号 平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第21号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第23号 平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第25号 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
6. 請願第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する網走市の財政制度の創設を求める請願
7. 請願第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての請願
8. 請願第11号 安全安心な給食の提供体制維持及びアレルギー対応についての請願
9. 請願第12号 網走市の学校給食の民間委託計画の中止と公設・公営の現行給食の維持を求める請願
10. 請願第13号 「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願
11. 請願第14号 網走市の学校給食の民間委託中止と安心安全な給食の維持を求める請願
12. 請願第16号 「子供の医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情
13. 陳情第17号 生活保護収入認定等に関する陳情
14. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	近藤憲治
委員	金兵智則
	工藤英治
	平賀貴幸
	古田純也
	村椿敏章

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	井戸達也
----	------

○傍聴議員（4名）

川原田英世
澤谷淳子
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	川田昌弘
市民環境部長	酒井博明
健康福祉部長	桶屋盛樹
戸籍保険課長	江口優一
戸籍保険課参事	渡邊真知子
社会福祉課長	岩尾弘敏
介護福祉課長	高橋善彦
子育て支援課長	清杉利明

教育長	三島正昭
学校教育部長	林幸一
学校教育部次長	大西篤
学校教育課長	小松広典

○事務局職員

事務局長	大島昌之
次長	細川英司
総務議事係主査	寺尾昌樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから文教民生委員会を

開会いたします。

平賀委員から遅参の連絡がありましたので御報告いたします。

初めに本日の委員会は、議場にて執り行いますが、質疑と答弁は着席のまま行うこととしますので御承知おきください。

本日の委員会ですが、付託されました議案5件、請願7件、陳情1件の合計13件を審査いたしまして、最後に行政視察について協議いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部関係分の審査を行います。

その後、理事者入れ替えし、教育委員会関係の議案を審査し、再度理事者入れ替えをし、請願・陳情の審査を行います。

それでは最初に、議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、戸籍住民基本台帳管理事業、個人番号カード交付事業の説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料40ページを御覧願います。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分、戸籍住民基本台帳費のうち、個人番号カード交付事業補正予算について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、個人番号カード関連事務委任に係る交付金の令和元年度政府予算について、補正予算が閣議決定されたことから、政府予算に対応するため地方公共団体情報システム機構に対する委任に係る交付金として620万2,000円を増額するものです。

この補正予算に係る財源につきましては、全額国補助金となっており、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、議案資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○古田純也委員 このマイナンバーカードなのですが、なかなか私も身近な存在ではなくてですね、現在の市民への普及率はどのぐらいあるのか、もしわかっていればお伺いしたいのですけれども。

○江口優一戸籍保険課長 令和2年1月末現在の交付枚数ですが4,541枚、割合にしまして、12.7%となっております。

○古田純也委員 今後、ますますその普及率を図る

ために、何か市としての考えがあったらお伺いしたいのですけれども。

○江口優一戸籍保険課長 個人番号カードにつきましては、申請をしましても受け取りに来るのに、なかなか仕事が忙しくて来られないという方がおられて、そういう方が1月末で216名おられます。この方に対して交付を受け取りやすくするために、本年3月から、毎月第1火曜日、第3木曜日の夕方5時半から8時までを臨時開設として交付するようしております。また、第2土曜日につきましては、9時から午後3時までを臨時窓口として開けておられて、仕事で昼間に来られない方に対して交付できるようにしております。

○古田純也委員 それでは、このたびの補正予算について、どのような利用をされるのか具体的にお伺いしたいのですが。

○江口優一戸籍保険課長 今回、補正しました金額につきましては、国の補正後の予算額を全国に対する網走市の人口のシェアの部分で割り返して出た金額でございますので、具体的にこのお金につきましては、地方公共団体情報システム機構が、マイナンバーカードの交付をしたり、そういうのに使っている費用となっております。

○古田純也委員 はい、以上です。

○永本浩子委員長 よろしいですか、それではほかに。

○村椿敏章委員 今の網走市で言えば4,541枚ということなのですが、今年の289万6,000円の内訳というのですかね、何枚を想定していたのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 この当初予算につきましては、国の予算額に対して網走市の人口の割合で決められた金額になりますので、1枚当たり幾らという感じでの予算にはなっておりません。

補足いたしますと、個人番号カードにつきましては、交付することにつきましては、日本全国の部分について地方公共団体情報システム機構というところが行っております。市町村につきましてはそれを申請をして、その情報を公共団体システムに送って、出てきたカードを市民に対して交付するのが市町村の役割となっておりますので、実際にカードを制作するのは、公共団体システムが行っております。そのシステム機構に係るお金を各市町村の人口で金額が決まってくるので、その金額をシステム機構に委任代という形で支払いするという形となっております。

○村椿敏章委員 カードの発行の手数料は、網走市が扱う部分の手数料として、国から出てくるような形ということ捉えていいですかね。

枚数が何枚出たから、それに対して幾らというのではなくて、年度で幾ら出ますよと。今年で言えば290万6,000円が最初に予算配分されて、今回も補正で国が出たから、人口割合でいくと620万2,000円が加わったということですね。

○江口優一戸籍保険課長 1人当たり幾らという形で交付されているわけではなくて、日本全体で幾らかかるということに対して、市町村の人口の部分の割合が市町村の上限額という形になりますので、今回も補正額の上限額という形で900万という形になっております。

○村椿敏章委員 あと国のですね、全国の発行状況、それから全道の発行状況について聞きたいのですけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時09分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

○村椿敏章委員 今、私がお聞きしたのですが、私が調べたところでは、全国でも今15%くらいだっている、枚数はわからないのですけれども、15%くらいという数字は私も押さえてはいるのですけれども、マイナンバーカードの制度というのは、多くの国民が必要をあまり感じていないと思うのですよね。便利さとかそういうのもないですし、そして個人情報漏れてしまったらどうなるのだという心配もしております。

そういうことで、進まないのではないのかと思っているので、国が今普及させるために何千億円もお金をかけて進めること自体にちょっと疑問を感じております。

以上です。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

答弁は大丈夫ですか。

○村椿敏章委員 はい。

○永本浩子委員長 答弁はありますか。

○村椿敏章委員 答弁は後ほどまた。

○永本浩子委員長 それではほかに。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時15分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員の質問に対する答弁が、まだそろっておりませんので、今の件の採決は後回しにして次に移りたいと思います。

それでは、議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、国民健康保険特別会計繰出金についてと、議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について関連がありますので併せて説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料41ページを御覧願います。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分、社会福祉総務費のうち、国民健康保険特別会計繰出金について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金について、低所得者に対する保険料軽減の財源となります、保険基盤安定分、地方交付税に算入されているところの財政安定化支援事業分が確定したことから、次の経費を増額補正するものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として保険基盤安定分589万8,000円の増額、国保財政安定化支援事業分95万7,000円の増額、合計685万5,000円を増額するものでございます。

次に、この事業に係る財源及び予算額でございますが、2の補正額のとおり国庫負担金219万3,000円の増額、道負担金223万円の増額、一般財源243万2,000円の増額、合計685万5,000円の増額となり、補正前の額、補正後の額及び歳入予算内訳につきましては、議案資料のとおりでございます。

続きまして、議案資料50ページを御覧願います。

議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、確定した各交付金について増額補正及び財源補正を行うものでございます。

2の補正額につきましては、(1)の歳出で保険給付費等交付金の償還金として80万円の増額、財源は国民健康保険事業準備基金の繰入金としております。

(2)の歳入では、一般会計で先ほど補正した国民健康保険特別会計繰入金として685万5,000円を増額、同額を国民健康保険料から減額する財源補正をしております。また、平成30年度の保険給付費等交付金が確定したことで、70万円の減額が生じましたが、減額分は、平成31年度の保険給付費で相殺され

ることになり、不足が生じるため、同額を基金から繰り入れする財源補正をしております。

以上、歳出の償還金で80万円、歳入の相殺に伴う財源補正で70万円、合計150万円が必要となることから、基金から繰り入れすることとしております。

なお、補正内容と事業別財源内訳は（3）に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回のこの低所得者の軽減額が、当初想定を上回ったということなのですけれども、当初の想定でいくと何件あって、そしてこの上回ったというのは何件あるのかお聞きします。

○江口優一戸籍保険課長 平成31年度の当初予算で7割軽減の方が、当初1,725世帯、5割軽減の世帯は836世帯、2割軽減が618世帯、合計3,790世帯で当初予算を組んでおりましたけれども、最終的な結果としましては7割軽減で1,756世帯、5割軽減で832世帯、2割軽減で597世帯、合計3,185世帯となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 今、上回った部分についての数字があったのですけれども、なぜそれが上回る事態が生じるのか、ちょっとまだわからないのですけれども、単純に当初の見込みがうまくいっていなかったから、結果的に増えたものなのか、それとも所得が何らかの理由で下がったからそういうのが生じたのか、どういう理由で乖離が生じるものなのか。

○江口優一戸籍保険課長 当初予算を作成する時期というのが大体12月頃で、予算策定のためにどれぐらい軽減する人数がいるだろうというふうに算定しておりますけれども、その時点ではまだ所得分についてはまだ確定しておりませんので、前年度からの伸びですとかを参考にしておよそこれぐらいという形で当初予算では見ております。その後、実際に前年の所得が判明した結果、最終的な軽減者が確定しますので、そこでどうしても差が出て来るものがございます。

○平賀貴幸委員 制度設計上、今回最初なのでやむを得なかったということなのだと思います。

それで、もう1点確認ですけれども、50ページの

ほうには基金繰入金で、150万円出てくるのですよね。これ、他会計繰入れと合わせると800万円超えるのですけれども、これが全て上回った分だというふうに理解していいですか。このトータル額が上回った分になるのですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁から。

○江口優一戸籍保険課長 今回、一般会計で増えた金額が685万5,000円、その分が特別会計のほうの繰入金という形で増額になっております。

そのほかに、基金から80万円と70万円の分を足した150万円を基金から繰入れるという形になっております。

○平賀貴幸委員 はい、理解させていただきました。

こういった財源補正という形ですけれども、今後その軽減額については、その所得に動きがあれば発生する可能性があるというふうに思っていますか。それとも、最初だったのでそういう形が生じたということなのでしょうか。どういう形で理解したらいいのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 7割軽減とかは所得に応じて、7割軽減、5割軽減となりますけれども、年度途中で例えば社会保険から国保に移る方で、所得を計算した結果、そういう軽減対象になる方もいらっしゃると思いますので、今後増える、年度内で変わる可能性はございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、国民健康保険特別会計繰出金についてと、議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 それではここで、先ほどの村椿

委員の質問に対する答弁の準備が整いましたので、
お願いしたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 それでは先ほど、村椿委員から質問がありました全国のマイナンバーカードの交付枚数ですが、令和2年1月20日現在で191万1,271枚、人口に対する交付割合は15.0%となっております。

続きまして、北海道における枚数ですが、こちらは令和2年2月23日現在ですけれども、68万6,367枚となっております。

先ほど答弁したのを訂正させていただきます。

全国の交付枚数は1,910万1,271枚です。

申し訳ありません。

○村椿敏章委員 ありがとうございます。

私の押さえていた数字とほぼ同じなのでわかりました。

○永本浩子委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、個人番号カード交付事業については、大方の賛成により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では次に移ります。

議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料7ページ、補正予算の概要のうち、3. 債務負担行為の補正の二つ目、国民健康保険特別会計を御覧願います。

議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計のうち、債務負担行為に係る補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、令和2年度の国保市町村事務処理標準システム補修委託契約及び、国保市町村事務処理標準システム連携保守委託契約に当たって、令和元年度中に契約事務を執り進める必要があることから、債務負担行為限度額167万7,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、お諮りいたしま

す。

議案第16号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、就労継続支援給付事業、障がい者移動支援事業、障がい者日中一時支援事業について併せて説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料42ページを御覧願います。

障がい者福祉費、就労継続支援給付事業ほか2事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの利用者及び、利用日数等が当初見込みを上回ったため、就労継続支援給付費、移動支援給付費、日中一時支援給付費を追加するものです。

2の補正額ですが、初めに①の就労継続支援事業について不足が生じると見込まれる額3,700万円を追加するもので、財源は国庫負担金1,850万円、道負担金925万円、残り925万円は一般財源です。

次に、②障がい者移動支援事業について、不足が生じると見込まれる額350万円を追加するもので、財源は国庫補助金102万2,000円、道補助金51万1,000円、残り196万7,000円が一般財源です。

次のページ、③障がい者日中一時支援事業について不足が生じると見込まれる額180万円を追加するもので、財源は国庫補助金52万5,000円、道補助金26万2,000円、残り101万3,000円が一般財源です。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 先ほどのと似てはいるのですが、今回の当初見込みを上回ったため追加補正ということなのですが、この利用者数の人数が変わったのか、利用日数が変わったのか、利用の状況についてお聞きします。

○岩尾弘敏社会福祉課長 初めに、就労継続支援給付事業についてですが、こちらについては利用者、利用日数ともに増加しておりまして、A型支援では

当初より6人、477日増えております。

また、B型支援では当初見込みより33人、3,478人が増えております。

また、この増加の主な要因としましては、B型の1事業所について、平成30年8月に指定取消となった事業所がございまして、その分については当初予算で見込んでおりませんでした。その後処分が執行停止となり、当該事業者への支払いが発生したことで、その分が3,451万円の純増となっております。

2番目の障がい者移動支援事業についてでございますが、当初見込みよりも10人、2,204時間増えている状況でございます。

③の障がい者日中一時支援事業についてですが、これは障がい者のデイサービスでございますが、人数については、当初見込みより3人減っておりますが、回数が見込みよりも277回増えております。

そういった状況でございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 先ほど多分、何か日中支援事業、デイサービスとあるのですけれども、デイサービスではないですね、一時預かりですね、間違いじゃないかなと思うのですけれども、まずそこを確認させてください。

○岩尾弘敏社会福祉課長 一時預かりということでございます。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

増えた理由もわかりました。

ちょっとだけ確認なのですけれども、これは当初で余ったからそうなのかなと思うのか、私の記憶違いなのかなあれなのですけれども、就労継続支援は、国の法定事業なので財源は国が2分の1で、道と市町村は4分の1なのですけれども、障がい者移動支援と日中一時支援についてはそうじゃないのですけれども、これは補正だからこうなっているのか、そもそもその交付税で措置されたりしているからこういう形になって、別の考えなのか基本的なことをちょっと教えてください。

○岩尾弘敏社会福祉課長 移動支援事業と日中一時支援事業につきましては、地域生活支援事業ということで、必ずしも4分の1を市が負担するということになりませんので、歩留まりというか、ある程度道の補助、国の補助という道の補助が、掛け率がございまして、それに従って、市の必ずしも4分の1にならずに、それよりも増えているという状況でござ

います。

○平賀貴幸委員 交付税措置は別に確かあるはずなので、それに加えてという形でこういう形だと思いのですけれども、これは当初から変わっていないという形ですね。そこは理解させていただきました。

指定取消しのところに関係しているところですので、サービスが適切に行えるのか、どうかということをしつかり見てかなきゃいけないのだろうなというふうに一方で思うのですよね。その結果がどうなるかというのは、いろいろこれからあるのでしょうか。その辺についてはどんな配慮がされているのでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 当該事業所につきましては、道も監査に入っておりますし、市としましても必要な裁判等もございまして、必要な措置をするということで考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきます。

地域生活支援事業については特に市町村の管轄なると思っていますので、そこは道ともですねいろいろ連携をしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、就労継続支援給付事業、障がい者移動支援事業、障害者日中一時支援事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では、次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金と議案第21号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算について、関連がありますので併せて説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 議案資料52ページを御覧願います。

まず、平成31年度介護保険特別会計補正予算、居宅介護サービス給付費ほか5事業につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。平成31年度における介護給付費等の増減に伴い、経費を減額

補正するとともに、地域支援事業に係る国庫補助金などの追加交付により、経費の財源を補正するものでございます。

減額の内容につきましては、居宅介護サービス給付費が1,000万円、施設介護サービス給付費が5,000万円となります。

追加の内容につきましては、高額介護サービス費が200万円となり、全体で5,800万円を減額補正するものでございます。

また、地域支援事業の国庫補助金などの追加交付における、財源の補正につきましては、介護予防訪問介護サービス事業が822万3,000円、介護予防通所介護サービス事業が1,022万6,000円、介護予防ケアマネジメント事業に243万4,000円の合計2,088万3,000円を充当するものでございます。

歳出歳入予算における給付費及び、事業ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額（1）歳出予算の①居宅介護サービス給付費から、55ページ上段の⑥介護予防ケアマネジメント事業に記載のとおりでございます。

また、歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、55ページ中段の（2）歳入予算に記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料44ページを御覧願います。

平成31年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきましては、御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。先ほど御説明申し上げました、平成31年度における介護保険特別会計の介護給付費の減少、地域支援事業費に係る国庫補助金などの追加交付に伴い、市の負担分として介護保険特別会計への繰出金が減額となるため、経費を減額補正するものであります。

金額につきましては、2,813万3,000円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 44ページの介護給付費の減少と国庫補助金の追加交付ということなのですが、給付費が幾ら減ったのか、そして国庫補助金の追加は幾らなのかをお聞きします。

○高橋善彦介護福祉課長 まず介護給付費の減少分ですが、こちらが725万円。

地域支援事業費分が2,088万3,000円となっております。

○村椿敏章委員 国庫補助金の追加交付も下がったということですか。

給付費が725万で、国庫補助金の追加交付というのが2,088万円、合わせたものが繰出金として減るということですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

○村椿敏章委員 先ほどの質問は、私が理解できなかっただけなのでわかりました。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 もう一つ、52ページの給付費が落ちているというところですけども、この落ちている理由はどういう理由で落ちているのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 まず、減額となります居宅介護サービス給付費につきましては、通所リハビリにつきましては、当初予算見込みより実績が下回っております。

また施設介護サービス給付費につきましては、介護医療院の開設の遅れによりまして、当初予算見込みより実績がないということで、こちらが減というふうな形になっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○平賀貴幸委員 今の答弁の中で、通所リハビリの利用が下回るということでお話があったところです。これの理由というのが、結構大事だろうと思うのですが、なかなかその事業所のほうでも体制を組むのが大変でこういう形になっているのか、そもそも利用が見込みより少なかったから発生しているものなのか、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 通所リハビリにつきましては、1事業所の人員体制ですとか、そういったところの問題がありまして、受入れが少し難しいといった状況が若干の期間があったというふうに認識をしております。

○平賀貴幸委員 多分そうなのだろうなという気は

していたのですけれども、そこは今の状態としては改善されたりしているのでしょうか。

それともまだ課題があって、改善のための取り組み中なのか、どんな状況なのでしょう。

○高橋善彦介護福祉課長 当該事業所につきましては、介護人材がある程度充足しつつありまして、利用人数も若干の回復傾向にあるということで伺っております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

できるだけ、働く皆さんにとっていい環境になるということが大事ですので、引き続きそこは市のほうでも関わりを持ちながら、取り組んでいってほしいと思うのですけれども、できればもう1事業所できたほうが網走の規模だといいのだろうと思うのですけれども、原課としてそこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 現在、第8期介護保険事業計画の策定に向けまして、サービス見込み量調査等を行っている段階でございますので、各事業所の意見を聞きながら、そういったところも反映していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 以前はたしか、もう1カ所あった時期もあったというふうに記憶しているのですけれども、できるだけですね、せめて2カ所は通所リハビリがあったほうが、いろいろな意味で使い勝手もいいんでしょうし、いい意味での競争だとか、そういったことも生まれると思うので引き続き努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち介護保険特別会計繰出金と、議案第21号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第21号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 議案資料8ページ、資料

5号を御覧願います。

平成31年度介護保険特別会計債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

令和2年度における介護保険業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があるため、事務機器リース契約といたしまして37万円、要介護認定訪問調査委託契約といたしまして440万円を債務負担行為の限度額として追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第21号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療療養給付費負担金の説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料45ページを御覧願います。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分、高齢者福祉費のうち後期高齢者医療療養給付費負担金の補正予算について御説明いたします。

初めに補正の理由及び内容でございますが、このたび平成30年度分の後期高齢者医療費の確定に伴い、療養給付費負担金の精算金が発生したことから、後期高齢者医療療養給付費負担金2,334万6,000円を減額補正するものでございます。

この事業に係る財源等につきましては、全額一般財源となっており、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては議案資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療療養給付費負担金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金と、議案第23号平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金について関連がありますので併せて説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料の46ページを御覧ください。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分、高齢者福祉費のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金の補正予算について御説明いたします。

また、この補正に基づく関連議案としまして、議案第23号平成31年度後期高齢者医療特別会計補正予算として計上しておりますので、議案資料56ページを併せて御覧願います。

初めに、後期高齢者医療特別会計から説明させていただきます。

議案資料56ページになります。

補正の理由でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への平成31年度の交付金、及び30年度の負担金が確定したこと、また当年度の保険料が当初見込みより増えることから、次の経費を追加及び財源補正するものでございます。

補正の内容につきましては、保険料等負担金が428万円の増、事務費負担金が171万2,000円の減、差し引き256万8,000円の増額となっております。

また、(2)の歳入につきましては、保険料が当初予算よりも増える見込みのため、特別徴収分で400万円、普通徴収分で100万円、合計500万円の増額を見込んでおります。

一般会計から繰入金として360万円の減額、また、後期高齢者医療事業準備基金に積み立てしていた116万8,000円を広域連合に納付するため、基金繰り入れしており、増減合わせまして256万8,000円の増額となります。

続いて議案資料46ページ、一般会計の高齢者福祉

費、後期高齢者医療特別会計繰出金の補正予算資料を御覧願います。

後期高齢者医療特別会計の減額補正に伴い、一般会計から繰り出しをする360万円の財源内訳ですが、道負担金である後期高齢者医療保険基盤安定拠出金が141万6,000円減額で確定したことから、一般財源を218万4,000円減額しております。

これにより補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、議案資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金と議案第23号平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事業について説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料47ページを御覧願います。

扶助費、生活保護事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、医療扶助費について、医療に高額を要する診療が当初見込みよりも増加したため、扶助費を追加するものです。

2の補正額ですが、生活保護事業全体で不足が生じると見込まれる額1,213万9,000円を追加するもので、財源は国庫負担金が409万9,000円、残り804万円が一般財源です。

以上で説明終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○古田純也委員 補正額の1,213万9,000円の算出の根拠ということで、またどういう症状の方がいるの

か、またどのぐらいの人数の方なのか、どんな治療をされているのかというのがわかっていれば教えていただきたいと思います。

○岩尾弘敏社会福祉課長 医療扶助費につきましては、扶助費全体としまして1,213万9,000円の見込みよりも多かったということですが、医療扶助費としましては2,328万2,000円の増となる見込みよりも増えています。

中身でございますが、高額医療100万円を越えるような高額診療が、11月までで42件トータルで6,467万9,820円となっておりまして、前年に比べまして1,370万円の増となっております。

様々な治療に要するケースがございますけれども、がんであったりだとか、様々な手術ですとか、血友病ですとか、そういった事例がございます。

○古田純也委員 大変高額な治療が増えているという認識なのですが、果たしてこの年度末の3月までにこの補正額で足りるのでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 この生活保護事業の医療扶助費につきましては、例えば1月に診療したものは、3月に請求がわかります。3月末に支払うというようなことでございます。

このため、次の請求が3月の10日頃にわかりますので、それで現在のところですね、その結果によって最終的な医療扶助費についてはわかるということになっています。

○古田純也委員 改めて足りる…

○永本浩子委員長 挙手してお願いします。

○古田純也委員 ちょっと今の答弁ではわかりづらかったのですが、この実際に根拠を出した額というのがあつたわけで、3月までに足りるという見込みで算出されたということなののでしょうか、という私の質問なのですが。

○岩尾弘敏社会福祉課長 この当初年度予算につきましては、前年度の実績を見込んで予算を組んでおります。

医療扶助につきましては、様々な事例がございますので、医療費が増えるということもございますので、それにつきましては見込めない部分もあるということでございます。

3月分までの分については、まだ実際には見込めていないということで、2月までの分についてはこれで充足するというふうに考えております。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古田委員の質問に対する答弁から。

○岩尾弘敏社会福祉課長 今回の補正予算につきましては、12月分までの実績を踏まえまして、当年度分の見込みということで補正を提出しております。

○古田純也委員 理解しました。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、プレミアム付商品券発行事業に係る繰越明許費の補正について説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料6ページ、資料5号補正予算の概要を御覧ください。

2の繰越明許費の補正の内容欄の1段目、プレミアム付商品券発行事業の繰越明許費の設定について御説明いたします。

平成31年度に実施しているプレミアム付商品券事業について、使用期限が本年3月31日までのため、登録事業所への換金業務が平成31年度内に終わらず、事業完了が見込めないことから、事業費のうち登録事業者へ支払う換金請求交付金の一部7,107万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、プレミアム付商品券発行事業に係る繰越明許費の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第25号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料58ページ、資料7号を御覧ください。

議案第25号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利に係る処置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に伴い、総務省から印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正についての通知が発出されたことにより、本市においても同様の措置を講ずるため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、当該条例第二条の印鑑の登録を受けることができないものとして定めている、第2項第2号の成年被後見人を意思能力を有しないものに改正するものです。

また、当該条例第10条第2項の規定により、抹消したときは、その旨を印鑑登録を抹消されたものに通知しなければならない場合として、同条第3号の後見開始の審判を受けたときを追加することとし、併せてその他文言等の整備のため、所要の改正を行うこととしております。

改正の詳細につきましては、59ページからの網走市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表を御覧願います。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 1点だけ伺います。

これまで、成年被後見人を受けられていた方は恐らく印鑑登録ができなかったのが、意思能力を有していれば、多分受けられるようになるのだというふうに思うのですけれども、その認識で間違いなかったですか。

○江口優一戸籍保険課長 そのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、これまで対象でなかった方が対象になるということ、どのようにして伝えていくのか伺いたいのですけれども。

○江口優一戸籍保険課長 今までは、成年被後見人になった場合は、それで抹消となっていたのですけれども、今後は今回の改正で成年被後見人によって抹消になった場合は、その旨を本人に対して通知することになっております。

本人がさらに印鑑登録をしたいというふう希望する場合につきましては、法定代理人が同行の上で、市役所のほうに本人と一緒に来て申し出をすることができるというふうになっております。

○平賀貴幸委員 それはわかるのですけれども、新規で登録をする、しようとする、した方が抹消になった場合については今の答弁のとおりですけれども、過去に登録したいのだけれどもできなかった人にはどうやってお知らせするのですかということなのですけれども、例えば成年後見の方に、こういう制度ができましたということを周知するだとか、そういったことはどうやってされるのかということなのですけれども。

○江口優一戸籍保険課長 登録を抹消された方につきましては、ホームページ等でお知らせしたいと思いますし、また方法を今後検討していきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 恐らくその意思能力があるとはいえますね、なかなかそのホームページを確認したりすることも難しいような方も、当事者には多分いらっしゃるのだと思いますので、ここは成年被後見人のほうとですね、うまく意思疎通をしながら広報していく必要があるので、今後検討するという事でしたけれども、できるだけ速やかにこういう状況が変わったということを伝える努力と工夫をここはしていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

マイクをお願いいたします。

○工藤英治委員 いわゆる成年被後見人に関して、公証人役場で認知される後見人、そして、そこで各行政機関からまた銀行等から認められない、公証人役場だけでは認められないものもあると聞いています。

そのときは裁判所に行って、公証人役場から認知されていますという旨を出して、そこでさらに認定してもらおう。

この件では、その公証人役場の認定だけで、後見人として認めている言い回しなのですか、それとも裁判所の手続がある段階のやつなのか、その辺少し伺います。

○江口優一戸籍保険課長 今回につきましては裁判所からの通知に基づいて、登録を抹消することになります。

○工藤英治委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第25号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩時間は10分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第14号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、小学校ICT教育環境整備事業についてと、繰越明許費の補正が関連していますので、併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の48ページを御覧願います。

平成31年度網走市一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費、小学校ICT教育環境整備事業について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、GIGAスクール構想の実現のため、国の補正予算、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用して、小学校内に高速大容量の通信ネットワーク及び端末充電用電源キャビネットの整備を行うため、事業費8,900万円を追加補正しようとするものでございます。

GIGAスクール構想につきましては、予測が不可能なほど急速に進化する情報化社会に生きる子供の未来を見据え、1人1台の端末と、同時接続に耐えうる高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な一人一人に個別最適化され、

資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想であります。

事業の内容について御説明いたします。

市内全小学校において、高速大容量の通信ネットワーク配線と、各教室に無線LANアクセスポイント並びに、端末充電用の電源キャビネットを整備しようとするものでございます。

事業費につきましては、工事請負費として8,900万円、財源につきましては、国庫補助金と市債で、議案資料48ページの2の(1)に記載のとおりでございます。

なお、本事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことによりまして、事業費の全額を翌年度に繰越しようとするものでございます。

次に、議案資料の49ページを御覧願います。

以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 このGIGAスクール構想についてなのですが、生徒1人にタブレット1台を持たせて、授業をやるというところなのでしょうけれども、実際に今やっている、先生が1人や2人で集团的にやる授業の中で、いろいろな考えの子が出てきたり、それについて生徒がいろいろ考えたりするところもあって、面白い授業になると思うのですが、このタブレットを使うことによって、授業が画一化してしまうのではないのかなと思うのですが。そして1人1台ですから、タブレットに慣れている子たちは、時間がかからないでどんどん、どんどん先を進んでしまって、タブレットに慣れていない子はいつまでたっても進まないとか、そういう差が出てくるような気がするのですけれども、そういうことについて教育委員会のほうとしてはどういうふうに考えていますか。

○大西篤学校教育部次長 まず、端末の整備についてですけれども、端末の整備については令和3年度以降に、1人1台にいくように数年をかけてということ考えているところでございますが、パソコン、タブレットでありましても、これを使うことが目的ではなくて、各教科の学習内容についての知識理解の質を高めるためのツールとして、コンピュータを使うということでございます。

子供たちの主体的、対話的に学んでいく中で問題を解決していくのです。その中で子供たちが問題解決の必要感を持ったときに、パソコンを使うという

ような学び方が今後も1人1台になったとしても、活用の仕方としてはそういう使い方になっていくものと考えております。

○村椿敏章委員 そうしたら、端末1人1台で進む子はどんどん進んで、進まない子は取り残されるとかそういうことはないというふうに考えていいということですね。

○大西篤学校教育部次長 そのような授業展開をするように、教員は今から研修を重ねて、効果的に授業を進められるように準備をしているところでございます。

○村椿敏章委員 それで、今回の国庫補助金と市債と半分半分なのですが、この市債に対しての国からの財政措置とかそういうのはあるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 今回の財源につきましては、補助金と市債と半分半分ということなのですが、交付税の措置ですけれども、60%の交付税措置がございますので、全体で市費の負担は2割ということになります。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 8,900万円ということで、小学校全クラスということの御説明だったと思うのですが、工事請負費ということですね、工事が若干必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、網走市の小学校が何クラスあるのか少しわからないですけれども、工事をするとするならば、若干の工事なのだと思いますけれども、どのぐらいの期間で、いつ頃を考えているのかをお伺いしたいというふうに思います。

○小松広典学校教育課長 工事につきましては、休業期間中をメインに考えたいとは思っておりますけれども、やはり学校数ですとか、事業者の業務の多忙な時期等がございますので、長期間無理のない形で次年度内にはなりますけれども、無理のない形で工事のほう進めていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 長期の休み、授業を中断するというか、ほかのクラスにしてまでもということではなくて、休み期間でやるということの考えは変わらないということで、そこだけ最後に確認をさせていただきます。

○小松広典学校教育課長 工事のメインとなる期間につきましては、基本的に休業期間中というふうには考えてはおります。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古田純也委員 具体的にどこの学校から進めるといような計画を立てられているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 現時点ではございませんけれども、学校の行事等ですね、要望等を聞きながら調整を図ってまいりたいと思っております。

○古田純也委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに。

○村椿敏章委員 小学校それから中学校、全校を考えた工事費だということですか。

今、小学校ですね。

小学校の全校を考えたという工事費なのですか。

○小松広典学校教育課長 はい。

小学校全校の工事費用でございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

あと、先ほど端末が入るのは、令和3年度ということだったのですけれども、この学校の本年度ですか、来年度に学校の中をして、令和3年度に端末が入ると。端末のほうの入ってくる側については、幾ら予算を含む予定なののでしょうか。それで全部が動き出すということになるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 端末につきましては、令和3年度から整備を進める予定ですが、GIGAスクール構想の補助の制度につきましては、令和5年度までということになっておりまして、3カ年、3年から始めたとしますと、3カ年で整備を進めていく形となります。

国のほうから示されております端末のほうの補助金額につきましては、1台当たり4万5,000円ということを示されております。

児童生徒全体の必要数の3分の1につきましては、自治体のほうの整備ということになっておりますので、残りの3分の2の分の補助として1台当たり4万5,000円が示されているところでございます。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

○村椿敏章委員 ということは、タブレットが4万5,000円のものを買うのではなくて、これが3分の2分ということですね。

3分の1分は市が持ち出すっていうふうに考えていい。

○小松広典学校教育課長 3分の2というのは台数のお話でございまして、児童生徒数全体の3分の1については、各地方公共団体が整備を進めまして、

残りの3分の2の台数につきましては、補助金1台当たり4万5,000円が活用できるというような事業の内容となっております。

○村椿敏章委員 市が負担しなきゃいけない部分というのは、結果的には幾らになるのかという計画はありますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時34分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員の質問に対する答弁から。

○小松広典学校教育課長 今の端末の所要経費についての御質問でございますけれども、端末1台当たり4万5,000円ということで仮定をしましたら、総額で7,600万円程度いうところになります。小学校、中学校合わせて。

○村椿敏章委員 端末の部分で7,600万円ということはわかりました。

こういうふうに考えると、端末のほうはそれほど大きな金額ではないと。このまずは、今の無線LANのほうで、どちらかというとお金がかかるというふうな感じなのですかね。全体的なところでいくと1億円、2億円ぐらいかかって、そのうち網走市の負担は1,800万円ぐらいというような形になるというふうに押さえていいですかね。あとは先ほど言った、端末の金額によって市の負担部分が増えてくるかもしれないというふうに捉えることにします。

それでよろしいですか。

○永本浩子委員長 答弁よろしいですか。

すみません、手を挙げてお願いします。

○村椿敏章委員 もう一度、小学校の部分で8,900万円で中学校で5,900万円ですから、1億4,800万円それに7,600万円足すから、2億2,000万円ぐらいですか、総体の事業費と。そして、そのうち今回の部分で言えば2割負担が網走市ですから、1,800万円ぐらいが出ていくと、そういうふうに考えていいですかということを言ったのです。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時42分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員の質問に対する答弁から。

○小松広典学校教育課長 先ほど端末整備代がですね、端末整備について7,600万円とお答えしたところなのですけれども、これあの国の補助金を受けた

部分のみの数字でしたので、また初めから全体像を説明させていただきませうけれども、工事と整備費合わせてなのですけれども、端末については1億1,000万円程度、それから設備につきましては、今回小中学校合わせまして1億4,800万円ということで、小中学校合わせて2億6,000万円程度になりますけれども、このうち交付税算入が1,900万円ということになりますので、小中で2,960万円程度の持ち出しということになります。

○村椿敏章委員 予算的なものは大体わかりました。

ありがとうございました。

先ほど進め方については、子供たちに合わせてというか、遅れることのないようなというふうには言っていたのですが、タブレット端末にやっぱり慣れるまでが大変だと思うのです。慣れている子は早いでしょうし、全く慣れていない初めて触るという子にしてみたら、その子たちへタブレットの使い方を教えたりするのは、先生が教えると思うのですが、この辺の負担というのはどのように考えているのでしょうか。

○大西篤学校教育部次長 先ほども申し上げたところと重複するところがございますが、このタブレットがメインの教材ではなく、教科書を使った学習をしていく中で、子供たちが主体的に学んでいって、その中で問題解決に必要な生じたときに、子供たちがコンピュータも必要に応じて使っていくというような形ですので、タブレットにたけた子だけが進んでいくというような、学習の仕方は今のところ想定されておりませんが、ただ使い慣れている子と、使い慣れていないという子はいるかと思っておりますので、その部分については、各教科の指導の中で、各学年の発達段階に応じて順次指導していくことになるかと思っております。

○村椿敏章委員 おおよそわかりました。

タブレット端末だけの授業ではないと。それは補助的な部分ですと。集団学習するところについては、今までと変わらない形で進めるのですということはわかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 一点だけ伺いますけれども、高速大容量の通信ネットワークということなのすけれども、どのぐらいの人数が一斉に操作しても滞りないぐらいのスペックになるのか、教えていただきたいと思っております。

○小松広典学校教育課長 基本的に同時接続可能で、利用に支障がないということで、国のほうから示されております標準仕様につきましては、LANケーブルで10ギガという容量を標準仕様とされているところでございます。

同時接続の滞りにつきましては、いろいろな解決方法はあるのですけれども、その辺はいろいろなですね、機器等を含めまして全体の中で構成を考えていきたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 一番人数の多い学校は多分、潮見小学校だと思いますけれども、全校生徒が一斉に同じような時間帯に同じような操作をしたときに、足りるのかどうかということは、確認をされた上でこの導入になっているのかを伺いたいと思います。

○小松広典学校教育課長 基本的に国の示された仕様によって、校内のLAN配線につきましては、整備させていただいております。

あとは、外へつながるインターネット回線という部分のボトルネックになる可能性もございますので、そちらのほうについても通信事業者のほうと、今打ち合わせをして通常支障がないということで回答をいただいているところでございます。

○平賀貴幸委員 端末のスペックによっても、状況が変わってくると思います。

タブレットになるのか、一般のパソコンになるのか、タブレットにキーボードをつける仕様になるのか、いろいろなパターンがあるので、そこはこれから検討しながらやっていただきたいなと思います。心配なのはそういったところでして、教室で同じものを一斉に検索をすると、固まってしまって動かなくなるのではどうしようもないというのがあります。その辺のことは、できるだけ教育委員会で配慮して確認しながら進めたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、小学校ICT教育環境整備事業及び、繰越明許費の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号、平成31年度一般会計補正予算中当委員会所管分のうち、中学校ICT教育環境整備事業についてと、繰越明許費の補正について併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の49ページを御覧願います。

平成31年度網走市一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費、中学校ICT教育環境整備事業について御説明申し上げます。

こちら先ほどの小学校と同様に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用しまして、中学校内に高速大容量の通信ネットワーク及び、電源キャビネットの整備を行おうとするもので、事業費5,900万円を追加しようとするものでございます。

財源につきましては、国庫補助金と市債で議案資料49ページの2の(1)に記載のとおりでございます。

なお、本事業につきましても、年度内に事業の完了が見込めないことによりまして、事業費の全額を翌年度に繰り越しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、中学校ICT教育環境整備事業及び、繰越明許費の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで、少しお時間は早めですけれども、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時としますので、よろしく願いいたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に請願6件、陳情2件について審査を行います。

全ての案件の審査が終了した後に、採択すべきものと決定した案件につきましては、意見書の文案に

ついて御意見をいただくこととなります。

初めに、請願第9号加齢性難聴者の補聴器購入に対する網走市の財政制度の創設を求める請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○村椿敏章委員 加齢性難聴の補聴器購入に対する市のですね、財政制度の創設を求める請願ですけれども、請願に書いてあるとおり、認知症になりやすくなるというのが医者の方とか、いろいろな方で言われているので、私もですね、実は耳の聞こえがよくなくて、この間いろいろと悩むこともあったのですが、コミュニケーションが少なくなるというのが大変なことだと思います。

なので、この請願については採択すべきと考えます。また北見市でも助成制度をやっているの、網走市もぜひ財政的に助成してほしいなと思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 それではほかの委員、いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 この請願については、基本的に採択でいいというふうに考えております。

去年の8月30日現在の調査というのが、最新のデータとして見られるのですけれども、現在全国で21自治体で同種の補助制度は、それぞれの町でやり方が少しずつ違うということです。

先ほどもありましたけれども、一番近くでは北見市でやられていて、北見市では70歳以上の方で、市民税非課税の世帯、かつ40デシベル以下の聞こえない方で、高度難聴用のポケット型に限り補助をするという形で制度化しているそうであります。

こういった他市の例を参考にしながらですね、やってきていると思いますので、採択していつ取り組んでいくべきだというふうに思います。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○古田純也委員 3万円程度の補聴器を現物支給されているケースもあるとお聞きしましたが、利用者からは不評という意見も聞いております。

市独自の助成制度についても、財源措置が必要なうえ、必要対象者がこの市では一体どの程度、どのぐらいいるのかということも、対象になる層をきちんとですね、調査していくのが必要かと思ひまして、そういうことを含めまして研究をさせていただきたいということで、継続させていただきます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○工藤英治委員 北海道は47都道府県のうち、財政が一番下に位置している状況です。

また、網走にあっても北海道の35市中、夕張の次に財政の逼迫している町であって、全て財源があれば当然やってあげてもいいのかなと思ひますが、今考える余地のない状況と思っております。

国とか、道のほうで考えが進んでいった場合に、それしか今考える余地がないのではないかと思います。

○永本浩子委員長 工藤委員の結論としては。

○工藤英治委員 今の状態では…

○永本浩子委員長 採択、継続。

不採択のほうですか。

○工藤英治委員 不採択。

○永本浩子委員長 それでは、ほかの委員の方いかがですか。

○近藤憲治副委員長 請願を読ませていただきました。

それでこれは、認知症の予防や健康寿命の延伸のために、加齢性難聴者に補聴器を買うための助成制度をつくってくださいという話だと思うのですけれども、認知症の予防や健康寿命の延伸のためにですね、様々な施策があると思うのです。

網走市でいえば、高齢者ふれあいの家だったりとか様々な施策があるのですけれども、この請願は、この補聴器の購入助成が健康寿命の延伸につながると、プライオリティーが最も高いというような考え方があるように見受けられますけれども、その根拠は何かあるのですか。

○永本浩子委員長 それはどなたに対する…

○近藤憲治副委員長 紹介議員の方にお伺いしたいと思います。

○永本浩子委員長 それでは、紹介議員の方がお二人いらっしゃいますが…、松浦さん。

○近藤憲治副委員長 松浦さん。

○永本浩子委員長 松浦議員よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 請願の前文の中にありますように、今、日本における補聴器の購入あるいは助成という点では、非常に世界の中でも遅れていると。その遅れている要因は何かと言えば、それは、障がい者という位置づけがあるがために、障害認定が一定こうどの、北見市のように一定こうどの部分については、いわゆる補聴器を支給するというようなこと

になっておりますけれども、諸外国ではどうなっているかといえば、ここにありますように、この補聴器については日本よりはるかに高く、イギリスは47.6%、フランスで41%、ドイツでも36.9%というような形で大変進んでいるといいますか、いわゆる補聴器を所有している人が多いと。この理由は、この諸外国では障がいという位置づけではなくて、医療という位置づけになっているために、一定の耳の困難のある人は受けやすくなると。そして、それに補助があるために購入しやすくなると。しかし日本においては、それが障がい者扱いしているというために個人負担、認定にならなければみんな個人負担ということで、それも高価だというのが大体30万円前後、安くても数万円というようなことがありまして、そういう中で今、こういった形の請願が上がっているのだというふうに思います。

網走市の中で、どの程度この難聴の方がいるかというのは、私も数は把握しておりませんが、しかし相当数いるというのは間違いのないところなので、そういう意味で私もこの請願に対して賛同し、紹介議員になったわけでありまして、そういう私なりの考え方であります。

○近藤憲治副委員長 はい、御説明ありがとうございます。

この請願はですね、次のも併せてですけれども、昨年国会で議論がされたものがベースになっていると思うのですが、その際にもですね、この補聴器を購入・補助することで、認知症予防や健康寿命の延伸につながるエビデンスが必要なので、詳細調査を厚生労働省としてするというやりとりがありました。ですので、やはり効果的な部分もですね、しっかりはかった上で施策としての必要性を考えさせていただきたいので、私としては継続させていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかにはどうですかね、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは採択が2名と、継続が2名、不採択が1名ということで意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査することを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 では次に移ります。

請願第10号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての請願について審査いたします。

この請願について委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

先ほどと内容的には出すところが、ちょっと市ではなくて国や道ということになりますけれども、先ほどの御意見と違う御意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、御発言お願いしたいと思いますがいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、先ほどと同じということで

大丈夫でしょうか、何か御意見ありますか。

○平賀貴幸委員 提出先が基本的に違いますので、改めて発言させていただきたいと思いますが、補聴器がないとなかなかその就労ができなくなるような方だとか、社会参加できなくなる方が年齢に伴って出てくるのは、これは人数はちょっと私もありませんが、当然出てくるのだろうなというふうに思います。

それが補聴器という補装具の一つですね、これで改善できるのか、ほかの補装具で改善にできるのかという話だと思っているのですが、いろいろな補装具があっても対象になっている補装具は確かにあるのですが、この補聴器が対象になってないので、こういったことをしてほしいということだと思うのです。

やっぱりクオリティーオブライフですね。生活の質をしっかりと保っていくことと、結局その生活の質が保てなくなる形でADLが下がっていくようなことになると、介護保険料が上がっていく。そういったことで医療の費用が上がっていく、それは確かなにつながっていくことですので、国としては検討していただいて、できるだけ早い時期に公的補償制度をやはりつくるべきなのだろうと思いますから、ここは採択して国に意見書を出していくという形でいいのではないかと思います。

○永本浩子委員長 ただいま平賀委員から、このような御意見がございましたけれども、先ほどと意見が違うという方いらっしゃいましたらお願いいたします。

○工藤英治委員 先ほどと同じと言ったけれども、国に要望するものとしてはいささかも…

○永本浩子委員長 マイクをお願いいたします。

○工藤英治委員 先ほどと同じ内容と言っております。

すが、宛先が違うので採択するのならしても構いません。

○永本浩子委員長 工藤委員は採択ということで、ほかの方はいかがでしょうか。

○古田純也委員 国のほうでも認知症予防また、健康寿命の延伸について平成30年度から詳細な調査を始めたということなので、その結果を踏まえましてですね、精査して判断していきたいと思いますので継続とさせていただきます。

○永本浩子委員長 はい、ほかには。近藤委員はいかがでしょう。

○近藤憲治副委員長 ございませぬ。継続で。

○永本浩子委員長 それでは、ほかにないようでしたら、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査することを報告することに決定してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、次に移ります。

請願第11号安全安心な給食の提供体制維持及び、アレルギー対応についての請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 年明けから給食の問題が急に立ち上がり、そしてこのような請願が出てきたのかなという今の流れなのだというふうに思っております。

この請願につきましては、安全安心な給食の提供体制の維持、それでアレルギー対応についてということで、今のところ議会に何か議件が上がってきているわけではないので、詳細についてまだまだ話していないところはたくさんあるのかもしれないけれども、今の現状、市民の皆さん、保護者の皆さんが抱えている不安な部分が明記されているというふうに思っておりますので、ごもっともかなというふうに思っておりますので、採択でいいというふうに私どもは考えております。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○村椿敏章委員 この民間委託とそれから学校給食の集約化について、この間ずっと話合われていますが、やはり民間委託することで安全安心な給食が守られなくなるかもしれないという、心配が市民の中からも出ておりますので、そしてアレルギー対応についても、本当にできるのかという心配もあります

ので、この請願については採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 はい。

それでは、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○古田純也委員 アレルギー対応の万全な体制です、給食提供を行うという願いは理解できるのですが、記以下の項目で同意をしかねる文言もありますので、賛成、採択するのは難しいという、よって不採択と。

○永本浩子委員長 不採択。

はい、それではほかの…

○平賀貴幸委員 マイクを入れていませんでした。

もう一度その申し上げますが、古田委員から今、同意しかねる文言があるということでしたので、まずその文言について詳細に御説明いただきたいと思っております。

○古田純也委員 それではまず1番ですね、不安が解消されるまで凍結されるということ。この不安が解消されると判断する客観的な指標が、イメージできないという部分がまず1点。

2番、給食の配膳の時間なのですが、配送時間の懸念はまずもって理解できるのですが、まだ最終的な段階が示されたわけではないので、しっかりとですね、今後懸念を払拭することに努めていくと、集約の仕組みもまだはっきり決まったわけではないので、集約の組み方によっては、配膳の時間も異なってくると思います。市がまず明確な考えを示してくる段階を含めてですね、段取りをしっかりと行うよう、ここで書かれている見直すという言葉より誠意検討すべきだということです。

それから3番、食育の基本が損なうという部分なのですが、既に市内では、親子化された調理場がない学校でもきちんと食育は行われております。

食育はしっかりとですね、今後も食育について推進していくべきだと、または調理場のあるなしでこの食育の価値が損なわれることがないということをちょっと明記したかった。

4番の調理場施設の、災害時の炊き出しに使いたいということだったのですけれども、仮に今現在、調理場がなくなった場合、それをそのままにしておくと、衛生上の管理だとか行政のコストとしては考えにくいと。災害時が起こった場合の炊き出しとしては、小学校には家庭科室というのがありますので、そこを使うのが望ましいということです。

5番ですが、今、問題提議や情報提供と、これはまさに今、今現在行っていることであり、拙速、是

正というより、引き続き問題提起、情報提供に努めるようにという見解です。

6番と7番については賛同できます。

○平賀貴幸委員 そうすると文言整理すると、採択できるということで理解していいのでしょうか。

ちょっとまた、わかる点とわからない点が今、結構あったのですけれども、どういうふうに理解したらいいのか、私の頭ではわかりませんでしたので、文言整理すれば採択できるということでしょうか。

○永本浩子委員長 いかがですか。

古田委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 文言整理しても措置はできるのでしょうか。

125条の規定に基づき…

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時24分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀委員の質問からお願いいたします。

○平賀貴幸委員 今、文言の整理の話を出しましたが、文言整理というか一部採択になるのかもしれませんが、その辺は後で皆さんの意見が出てからいろいろ議論を委員間でしながら進めていったらいいのかなというように思いますけれども、その前に少し基本的なところを教育委員会にも確認しておかなきゃいけないと思うのですけれども、先日の委員会のときに、初めて給食の一部民間委託と集約化について話がありました。その中で、3月の予算委員会、新年度予算に上程する考え方があるのだという事を述べられましたけれども、今回その予算案には載ってきていないのです。それはどういう考え方で、そうなっているのかをまず説明していただけますか。

○三島正昭教育長 2月の文教民生委員会的时候には教育委員会としては、予算要求を市長部局にすることで進めておりましたけれども、最終的にまだまだ説明が十分ではないといったようなこと、御理解をいただくのにもう少し説明をきちんとやっていって、そういう時間も必要であるということから、市長としてですね、相談もありましたけれども、最終的に当初予算には計上をしなかったということでございます。

○平賀貴幸委員 経緯は何となくとりあえずわかりましたが、上げますというものを上げなくなったとは、なかなか重たいことだというふうにまず思いま

す。それを踏まえた上で、もう少し確認だけしたいのですけれども、記の中に栄養教諭の記載があったり、それから食育が損なわれるのじゃないのかという懸念があるのだと思います。それで教育委員会は、どうお考えなのかを聞いておかなきゃいけないと思うのですけれども、前回の委員会の中のやりとりで、食材をですね、一人一人が食べやすいように、整えたりすることを個別に配慮するようなことを栄養教諭さんたちがやっていって、食べ残しができないだけないように、子供たちが全部食べたら何らかの形でそれを評価するような形での教育的配慮をですね、丁寧にやられているということがわかりました。

現在は中学校ではですね、栄養教諭さんがいないので、なかなかそういうことは難しいのだと思うのですけれども、万が一そうなったときには、そういった補完というのはどんな形で、栄養教諭さんが今までいた学校、いなくなった学校については行う考え方でいるのでしょうか。

○永本浩子委員長 それは、理事者のほうへの質問ということでよろしいですか。

○平賀貴幸委員 請願を判断するために必要なので聞いています。

○林幸一学校教育部長 現在、特別にそういったアレルギーの対応が必要となるお子様に対しましては、栄養教諭等が中心となって対応をしているところでございますけれども、中学校に関しましても現在親子給食の中で、養護教諭等が中学校のほうに関しましては中心となって、そういった情報を小学校のほうにいただいて対応するという流れになっておりますので、例えば民間委託を進めるということになっても、その流れは継続して行っていくということで考えております。

○平賀貴幸委員 現在行われている方法は損なわない。それは何とかわかるのですけれども、伺いたかったのは、今いる小学校になくなるわけですよ、栄養教諭さんが。そのときに、栄養教諭さんが今までやっていた個別の対応というのは、多分損なわれると思うのですけれども、そこはどうやって補完していくのですかねってということなのだと思います。

○林幸一学校教育部長 栄養教諭がいなくなった学校についてということですが、ここは養護教諭が中心となって対応していくことになると思います。また、日々の給食の教室での給食の喫食に関

しましては、担任教諭が配慮していくということになります。

○平賀貴幸委員 そうすると栄養教諭ではなくて、保健の先生と担任については、担任の負担はそんなに増えないと思うのですけれども、やっぱり一定程度、その保健の先生の負担がそこは増えざるを得ないという認識だということでしょうか。

なぜそういうことを聞くかということ、万が一、委託されたときのその指示命令系統自体が、栄養教諭じゃないですね。保健の先生がどういうふうになるのかイメージがあまりつかめなくて。

○林幸一学校教育部長 日々、栄養教諭がいなくなりますので…。今、私どもが進めようとしている計画でいけば、東小学校に栄養教諭がいなくなるということになるのですけれども、そちらに関しましては先ほど申しましたとおり、養護教諭が中心となってということになります。そのほかにも栄養教諭というのが全く市内になくなるわけではございませんので、ここは定期的には栄養教諭が東小学校に行つてということも指導は行つていくと、食育も含めた指導を行つていくということでございます。

○平賀貴幸委員 どういう工夫をするのかということとはわかりましたけれども、なかなかそこはやっぱり食育的な配慮が損なわれる部分というのは、やっぱりあるのだろうなど。特に小学校は、なおさら子どもはまだ小さい年齢の方がいらっしゃいますので、中学校と違った配慮が必要になるので、そこはちょっと難しい部分があるのだなというふうには改めて感じたところです。

それから記の4に、炊き出しの拠点についての記述があるのですけれども、ここはどのように教育委員会考えてらっしゃいますか。

○永本浩子委員長 炊き出し関係だと防災なので。

○平賀貴幸委員 そういう使い方を想定している教育委員会で、今しているのかどうかを聞いてみないとわからないので。こういうことを想定したりしているのですか。

○林幸一学校教育部長 災害時の炊き出しの拠点というお問い合わせかと思えますけれども、教育委員会としましては災害時の対応ということになりますので、今想定はしていないところでございます。こちらのほうは防災のほうでちょっと、考えていただくことになろうかと思えます。

○平賀貴幸委員 不明点は大体わかりましたのでいいですけれども、私はこの請願については、安心、

安全な給食の提供体制維持及び、アレルギーの対応についての請願というところの一番上が基本的には願意なのだろうというふうに思います。

ですから、ここにつながる部分については、ぜひ採択をしていただきたいというふうな基本的な考え方ですので、そういった形での採択を願いたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 それでは、まだ発言されていない委員の方に御発言をお願いしたいと思います。

マイクをお願いいたします。

○工藤英治委員 後に出てくる請願もほとんど同じようなものに近いのですが、今、人口減少社会ですよ、人口規模に合わせた財政しかできない状況。

高齢者が増え、支える側が少なくなっていく。

そんな中で学校給食問題もそうですが、学校給食問題においては、安心、安全は当然だと思います。

そして、市民に今後の財政と教育行政を鑑みながら説明はしていかなければならない、時間をかけてでも。しかし、それと同時にリーダーシップをきちんととった中で責任を持つこと、このリーダーシップと責任というのはイコールだと思っています。

そういうことを考えると、ここの1に記する「不安解消されるまで凍結すること」には認められるわけでないと考え方の違いかと思っております。

それからここで冬期間とか、当然雪や何か今日みたいな降って、車が出られる、出られないという問題がおきてきます。

しかしそういうときは、子供も学校に行けないはずだと、そんな認識もあります。

そしてまた、災害時はコミセンとか、そのほか、種々のものを活用しながら対応は可能。

これら思うとき、この請願採択には至りませんということでもあります。

○永本浩子委員長 全面不採択ということではよろしいでしょうか。

○工藤英治委員 はい。

○永本浩子委員長 全面不採択ということではよろしいでしょうか。

○工藤英治委員 採択できません。

○永本浩子委員長 不採択ということではよろしいですか。

それではまだ発言されていない委員さん。

○近藤憲治副委員長 今の工藤委員からも少しお話あったのですけれども、この後出てくる請願4本です、学校給食に関して御意見をということなので

すけれども、紹介議員のお二方にお伺いをしたいことがあります。

請願書の紹介というのは、この議会に所属している議員で、委員会に属していない者はなることができるのですけれども、ちょっと調べてみるとですね、砂子田隆さんという方が書かれた「地方公共団体の議会運営」という書籍の中で、「議員による紹介とは、請願の内容に賛意を表し橋渡しをすることを言います。したがって、同一事項について相反する内容の請願の両者について紹介議員となることはできないと解される」という説明があるのですね。

この請願4本を見させていただくと、民間委託をそもそも絶対中止だという中身のものと、きちんと理解が促されて不安が解消されれば、様々な方法で学校給食を進めていっていいという考え方で、2つあってですね、結局どちらに重きを置いて紹介されているのか。つまり、その賛意を持って紹介されているはずですから、どちらのニュアンスに重きを置かれているのが判然としないので、お二方からお示しいただきたいと思います。

○川原田英世委員 まず、私のほうからお話しをさせていただきたいと思いますが、ここに出てきている4つとも、願意は私の中では、これは議長にお渡しするときにも、同様の話をしましたけれども共通するものがある。それはやはりまず第1には、急激に出てきたこの民間ということに関しての不安ですね。

不安の表れから「中止にすべきだ」だとか、「もっと議論を尽くしてほしい」という意見が出てきている、これが市民の意見です。そのとおりでと思うのですね。なので、不安だから中止にするか、もしくはもっと議論を尽くして「見える化」してほしいと。そのことが請願の趣旨ですので、私はこれの一つになっているというふうに理解をして採用したわけでありますので。

いいですか、次。

○松浦敏司委員 今、川原田委員が言われましたけれども、私も基本的には同様であります。

今、出てきた教育委員会のほうで考え方として、一部民間に委託をするという考え方に対して、いろんな団体がいろんな不安を持っていると。その中には12号で言われているように、中止というふうに言っているところもありますし、あるいは慎重に検討してほしいと、もっと市民の声を聞いてほしいというようなことも言われています。ですからそういう

意味では、そういう不安の中から出てきているものであって基本的に矛盾はしていない、こういうふうに考えています。

○近藤憲治副委員長 今、御説明いただきましたけれども、結果として行きつく結論は別々ですね。

民間委託は絶対中止だという結論と、議論を尽くせば様々な方法をやっていいという結論は、僕は相反するものだというふうに感じます。

です。ですので、ちょっと何でもかんでも紹介をされるというのはいかなるものかという、素朴な思いを持っているところでもあります。

内容については、古田委員から述べさせていただいたとおり、願意に添えない部分もございしますが、それはそのとおりでなというふうに感じるところもございしますので、もし可能であれば、整理をしてもよろしいかと考えております。

○永本浩子委員長 今の近藤委員の御意見は、可能なら、部分採択ならいいということではよろしいですか。

○近藤憲治副委員長 はい。

先ほど古田委員からも述べさせていただいておりますが、中身のところで同意できる部分もございしますので、紹介議員の皆さんもいらっしゃいますから、もし整理が可能なのであれば、そこは採決することで検討してもよろしいかと思いますが、工藤委員からは採択しかねるという御意見もございしますので、ここは引き続き、整理以前のことだというふうに受け止めておりますので、引き続き調査研究を深めていくということが必要なのかなと思います。

○永本浩子委員長 それでは、全員の委員さんのほうから発言をいただきまして、結果としては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

請願第12号網走市の学校給食の民間委託計画の中止と公設公営の現行給食の維持を求める請願について審査いたします。

初めに、字句の訂正が2カ所あります。

1カ所目は、請願前文の1行目、現行の公設民営の学校給食となっておりますが、公設民営ではなく、公設公営の誤りである旨、紹介議員から申し出

がありましたので、訂正をお願いいたします。

もう1カ所、2カ所目は下から2行目に公設民営とありますが、請願書の原本では公設公営となっております、事務局の入力誤りでございますので、この部分も公設公営と訂正をお願いいたします。

それでは、この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 第12号と14号は、中身が似ているので一緒に審議しないのでしょうか、審議しない理由があるのだったらなんですかけれども、どんな感じなんですか。

○永本浩子委員長 請願者は違いますが、皆さんと一緒にいいということであれば、紹介議員の方も…。

○近藤憲治副委員長 いやいやいや、一個、一個でしょ、これは。

○永本浩子委員長 大丈夫ですか。

皆さんよろしいでしょうか。

○近藤憲治副委員長 一個、一個やったほうがいいのじゃないですか。

○永本浩子委員長 別々に。

○近藤憲治副委員長 はい。

○永本浩子委員長 それでは、別々にということをやらせていただきたいと思っております。

まず、請願第12号から皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○村椿敏章委員 先ほどと同じような形になりますけれども、やはりこの網走の今の給食のすばらしさがですね、今の給食にはあると思うのです。ここにも書いてあるように、スペシャルカレーをもう一度食べたいとか、揚げパンの味が忘れられないのだという懐かしむ声もあり、そして栄養士さん、給食調理員の方が本当に力いっぱい子供たちのために働いてくれているというのがありまして、私は、やはり今の学校給食を民間委託にするというのは間違っていると思っています。

ということで、この請願は採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○古田純也委員 人口減少や児童生徒数の減少の中、学校給食をどのように安定的に提供するかがまず大きな問題だと思っております。

また一部集約、または一部民間委託の考え方を教育委員会が持ったという危機感を重く受け止めなが

ら、その問題、危機感をどのように解決していくかという部分で直営、または民間委託、いろいろな考えがあると思います。民間委託はだめという選択の幅を狭めるのはやはり不適切だと思いますので、ここは不採択です。

○永本浩子委員長 ほかに、いかがでしょうか。

○金兵智則委員 不安に思われた方、今回のこの課題について不安を持たれた方が、この民間委託はやめてほしいといった類いの請願です。

先ほどの議論の中にもいろいろありましたけれども、それぞれ捉え方は違うのだと思います。

この請願者の方は、これは中止するべきだということをおっしゃっていますので、私どもはそれについては賛同する立場でおりますので、採択していただいて構わないというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方いかがですか。

まだ発言されていない委員の方いかがでしょうか。

○近藤憲治副委員長 こちらの請願を読ませていただきましたが、やはり網走の学校給食を安心安全で、しかも今までのクオリティをある程度維持しながら、継続的に出していくという前提に立ったときに、いま一步で危機的な状況もあるというふうを受け止めています。ですので、今後この危機的な状況をどういうふうに解決していこうかというのを我々も考えていく必要がありますし、当然教育委員会の側も真摯に考えておられるというふうに思いますが、この書き方だと、そもそも民間委託という選択肢はないということになってしまいますので、ここはですね、直営がいいのか、民間委託がいいのか、それともそれ以外の方法がいいのかも含めて、ウイングを広く持って検討していく必要があるかと思っておりますので、この請願には同意しかねるものがあります。

以上です。

○永本浩子委員長 それでは、後はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 続きまして、請願第13号「おい

しいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願について審査いたします。

請願者より委員会での説明の申し出がありますので、説明聴取についてお諮りいたします。

説明聴取することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので、請願者からの説明を聴取することに決定いたしました。

なお、説明の時間は5分以内といたします。

それでは、請願・陳情説明者席にお着きください。

では、請願者の佐々木さんから御説明をお願いいたします。

○佐々木愛美氏 ただいま御紹介にあずかりました、ニコニコアバシリゴハンという子供たちの食について考える親の会からまいりました佐々木愛美と申します。

今回の学校給食一部民営化、及び一部調理場集約化について、市内の学校保護者やこれから入学を控えている親御さんの中にも疑問や不安の声が数多く聞かれております。私自身も市教育委員会による当該校での保護者説明会を初めとする幾つかの説明等を傍聴させていただきましたが、余りに急なスケジュールを含め、説明として多くの保護者の理解を得られるような、納得できるものではないと感じました。

現に説明会後も、いまだ多数の保護者から疑問や改善希望の声が届いております。

保護者を初めとする市民の声を、今一度しっかりと受け止めていただきますようお願いしたくお願いいたしました。

では、今回の請願の内容につきまして、補足説明いたします。

記1の学校給食検討委員会の設置を求めるという件につきまして、一部議員からは、既存の給食運営委員会がその役割をしているので、必要ないとのお考えがあるようですが、この既存の委員会には、保護者は小中学校のPTA役員のみ参加とのことです。

その数名で市内保護者の意見が広く反映されているとは思いません。

また、関係者からヒアリングしたところ、この委員会が開かれるのは年1、2回、そして意見などがある場合は、事前に書面での提出を求められ、その場で出たことをじっくり議論していくような場では

ないと伺いました。

このような状況を踏まえた上で、既存のこの委員会というのは果たして十分に機能していると言えますでしょうか。

今回のこの給食システムが、大幅に変化するという可能性がある中においては、やはり新たな検討の場を設置することは必須だと考えます。

続きまして、記2については文面どおりです。

今の段階では、十分な説明がされているとは思えません。

小中学校のみならず、これから入学を控えている幼稚園、保育園そして乳幼児の保護者にも広く説明を求めます。

続きまして、記3につきましては、市教育委員会からの余りにも早過ぎる無謀だとも思えるスケジュールに関して、しっかりと時間をかけて議論し、この問題についてよりよい答えを見つけていくべきと考えます。

この件においても、一部議員からは延期するとその間に人材不足が加速化するのではないか、また、給食が止まる恐れがあるという御意見もあるようですが、期間延長時に現職員を再雇用する、または求人の方を変えるなど、これから進めていこうとしている新たな給食システムの変更において、最善策を見出していくためには、市教育委員会側ももう少し努力や工夫等できるように思います。

最後に今、子供たちは学校が臨時休校になっており、それぞれ自宅などで待機をして過ごしております。

そのような状況の中で、親子でこの委員会の配信を見守ってくださっている方も多くおられます。

この問題に対する関心度はとても高いです。

学校給食は子供たちの9年間、毎日口にするものであり、体をつくるということのみならず、食べ物に対する関心や郷土愛などを育む大事な教育問題であると考えます。

ぜひ議員の皆さんお一人お一人がしっかりと御検討いただき、全会一致で採択いただきますようお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○永本浩子委員長 それでは、請願者は3階の傍聴席にお戻りください。

請願者が傍聴席に着席するまでの間、暫時休憩いたします。

委員、理事者の皆様は着席のまま待機してください。

い。

午後 1 時56分休憩

午後 1 時58分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

請願第13号「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願について、委員の皆様の御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○村椿敏章委員 この請願には、民間委託を中止ということは書いていませんが、この間の給食を民間委託するという教育委員会の説明に対して、非常に危機感を持っているというのがわかったのと、それから、広くやはり市民から給食の在り方を考える機会を設けるべきだと思います。

そういった意味では、この1番のところは賛同できますし、また3番の不安が解消されるまで凍結するということも賛同できますので、また2番も当然同じですが採択すべきと考えております。

○永本浩子委員長 はい。

それでは、ほかの委員の方がいでしょうか。

○古田純也委員 今回、非常に学校給食問題についていろいろと話し合ってきました。

今の現状、学校が臨時休校になっておまして、非常に給食のありがたみを実感する保護者の方も多しと思ひます。だからこそ、やっぱりしっかりとですね、この問題については、話し合っていくべきだということに私も認識しております。

もちろん、あの1番の検討委員会、私たちどもも調査を行いまして、現状の委員会では学校給食の運営委員会では、年に1、2回程度の会議、または機能もしていなかったのて、こういう問題にもつながらたということふうには認識しておりますが、だからこそしっかりと保護者の不安を取り除いていく内容の、今あるメンバーですすね、しっかりと話し合っていくべきだと思っております。

改めて検討委員会を設ける必要はないなと、もちろん保護者の皆様の不安や悩みを聞くということも大事になりますので、我々もその問題意識を持っているわけですから、随時話し合いの場を設けていきたいと思ひます。

3番につきましては、先ほど請願第11号と同じような不安が解消されるまでという客観的なこの指標が、この辺はちょっと理解しづらい部分がありますので、このまま継続とさせていただきます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方。

○金兵智則委員 給食は3本目になるのかなというふうに思ひますけれども、先に結論から申せば採択すべきだと思ひます。

しっかりと話し合うべきで、今まで機能しなかった運営委員会を活性化させましようという御意見も今出ていましたけれども、せつかく教育長も、あれがちょっと正しいかどうかはわからないのですけれども、新聞記事の中には市民の皆さんから意見を聞く方法を考えていくというような発言もありました。

あれがちょっと新聞記事が、本当にそのまま正しいのかどうかもわからないのですけれども、そういった記事にも載っていました。

一緒に意見を出し合いながら、こういう委員会をつくってやっていましようよという内容の1番でございますので、わざわざそれを否定するところではないのじゃないかなというふうに思ひます。

また2番についてはもちろんですけれども、3番の予算の計画延期。3月に予算要求をしていて、3月の新年度予算にのってこなかったというところは、まずもって延期に近いのかなというふうに思ひますけれども、計画自体は別に変わっているというようなことはおっしゃっていないですけれども、不安が解消されるまでというところが不明確だというような意見もありましたけれども、そうしたらきちんと説明が終わったというところを、どういうふうに明確にするのかなというところも疑問に思うところもありますので、これは市民の皆さんからの意見ですので、わざわざこれを否定してまで、これを採択しないという意見はなかなか難しいのじゃないかなと思ひますので、私のほうは採択をしたいというふうに思ひます。

○永本浩子委員長 それでは、ほかの委員の方がいでしょうか。

○平賀貴幸委員 この請願はですすね、ほかの請願と明らかに違うと思っております。というのは、市民が協働を求めてきているのです。見たらわかりますけれども、一緒に考えていきたいと書いていますよ。ですから、協働を求めてきているのですよ。

網走市は、協働のまちづくりに取り組んでいるのは御承知のとおりです。

いろいろと求めてきた関係があつて、物差しが必要じゃないですかということも、私も大分言わせていただきましたけれども、平成29年の2月にです

ね、網走市は協働の指針をつくって職員の皆さんに配布されているのです。その指針の精神にやほりのとるところは、せつかく市民団体が協働して一緒に考えようと言っているのにですね、それをやらないって話には、私はないのだと思うのです。この中にはですね、いろいろ記載があるのですけれども、中にはポイントというのがちゃんとあって、「協働の精神を理解してだめな理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考えることが協働型職員の資質です」というふうに書いてあるですね。ですからここはですね、それを求められてきているということは、実は市にとっては一つありがたいことなのだとは私は思うのですよ。

この給食の問題を通じて、「おいしいまち網走」ということをしっかり考えていくための一つのターニングポイントになるかもしれません。

また、今本当に給食の維持が大変なのだということはどう解決するのかということを含めてですね、保護者の皆さんと一緒に考えて力を貸していただく機会になるかもしれないですね。

ですから、この検討委員会について、私は設置をするべきだというふうに、せつかくこういう要望があるのですから、やったほうが良いと思うので、1番については大いに賛同するものだと思います。網走市の方針に見事に沿っていると思っています。

2についても、全市的に考える機会というのは少ないなというふうに思います。

過去の記録を改めて調べてみたのですけれども、過去にですね、平成23年に現在の形についての議論が議会でありました。その年の9月から10月にかけてですね、学校PTA、教職員、一般保護者、栄養教諭そういった方々に説明を初めて行っているのですけれども、11回、163人が参加をしているということが当時の記録からありました。そこと比較してもですね、現行は明らかに少ないのだろうなと思いますし、今、新型コロナウイルスの関係もあって、説明する機会さえちょっとなかなかない状態ですから、ここは3番につながってきますけれども、結果的に延期にならざるを得ないのだろうなという認識でいますので、採択していいのだろうなというふうに思います。

ですからここはですね、採択をして市と一緒にですね、保護者の皆さん、市民の皆さんが協働していくということを議会としては、全面的にバックアップすべきというふうに思うところです。

○近藤憲治副委員長　こちらも請願を読ませていただきました。

学校給食の大変危機的な状況を地域の保護者の方々、そしてまた、これから学校にお子さんを進学させる保護者の方々が、強い関心を持って学校給食の在り方に向き合っていることというのは、大変素晴らしいことだというふうに思っております。

私もですね、当然多くの意見をですね、この施策の展開に吸い上げて、そしていい形で進めていくというのは、これは当然行政運営の必須の考え方あります。教育委員会も説明会を断続的に繰り返しているというふうに伺っていますし、またその対象校以外でも説明会を行って、そこで出た意見の集約にも努めていらっしゃるということでございます。

また、これからですね、私も議会としても保護者の方々それから、これからお子様を学校にあげる保護者の方々からもですね、様々な意見を伺うということは当然できるわけであります。

私も会派内に「網走の学校給食の未来を考えるプロジェクトチーム」というのを立ち上げましたので、そちらでもですね、皆さんのお話をしっかりと承ってまいりたいというふうに思っています。

ここまでお話をしてですね、何が違うのですかというお話なのですが、1番の検討委員会、思いとしては十二分にわかる場所もあるのですけれども、既に学校給食運営委員会という組織体があって、そこで、網走の学校給食の在り方が議論されていて、また別の検討委員会をつくってということになりますと、その整合性だとか、そういったところも懸念が出るなということもございますので、この1番の願意については承らせていただいて、具体的にどのような形が最も望ましいか、引き続き研究をさせていただきたいというふうに思います。

3番につきましては、不安が解消されるまでという客観的指標がよくわからないという部分もありますけれども、一方で私たちは、代議制民主主義のもとで政策の選択をしております。選挙で選んでいただいて、必要な時期に必要な政策を判断するという責務を負っているわけであります。当然、市民の皆さんの不安や懸念がどの程度あるのかということには、耳を傾けてまいりますけれども、必要なときには必要な判断をするというのが我々の責任であると考えておりますので、3番につきましては、お考えと少々異なるのかと考えているところでございま

す。

○永本浩子委員長 結論としては…

○近藤憲治副委員長 継続、はい。

○永本浩子委員長 あとは。

マイクをお願いいたします。

○工藤英治委員 先ほど来、これ違うっていう人もいるけれども、先ほど来の給食問題、底辺においては同じでないかと思う。だから、こっちの考えも底辺においては同じだと思うのですよ。

人口減少社会にあって、子供らが少なくなる学校もあったり、全体的にはどんどん少なくなっていく。そんな中で学校をいつまで維持するのか、給食もどの程度まで維持していくのか、それぞれあると思うのですよ。そんな中で教育委員会、市側としてはやはり利害関係者、有識者また市民の意見を種々丁寧に聞かなければならないと思う。これは基本だと思います。

だからといって反対者があっても、いろいろな教育行政を進めなければならないときは、やはり責任を持ってリーダーシップを、先ほども言いましたがリーダーシップと責任というのは同じだと思うのですよ。リーダーシップを発揮したからといって責任から回避されるわけでない。そんなことをあれする中で、提案権者はね、市民の合意がなくても提案しなきゃならない時は提案をしなければならないと思うのですよ。

そういうことを考えるときに、この凍結とかという言葉とかね、根底にあるわけですよ、今まで全部にね。そうすると私としては、市教育行政担当者に対して、フリーハンドで最善を尽くしてほしい、その中に凍結なんていう言葉を入れる形では、不採択をお願いします。

○永本浩子委員長 それでは、全員の委員の方から御意見いただきまして、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○平賀貴幸委員 記の1はですね、一定程度公的な委員会をつくって、そこで議論させてほしいということなのだというふうに思います。

今ですね、お二人の議員から、お一人は会派の中でその話を聞いていくのでというような趣旨でしたけれども、それは会派のほうでやっていただけたら、望ましいことだと思いますけれども、残念ながら公的なものには位置づけには、どうやってもなら

ないのがまず一つあるのだと思います。

それから、既存の給食運営委員会でしっかり議論をという話はありませんけれども、公募を求めているのですね。

既存の給食運営委員会が公募をした方も入れながらですね、議論をしていくのだとすればある程度この請願者のニコニコアバシリゴハンの皆さんも、納得できる部分が私はあるのだろうと思いますが、現行の規則等を見ていくとそういうふうな作りにはなっていないはずなので、そこで議論をというのとはなかなか難しいですし、恐らくそこがこの民間委託のですね、関係だとか集約化について議論をするような、場所としての位置づけにもともとなっていないのではないかなと思うのですけれども、その辺、教育委員会、ここはどんな場所なのですか。

○林幸一学校教育部長 この学校給食の運営委員会につきましては、市が運営しています給食提供についての献立内容、また食に関する指導の推進などについての意見交換等を行っている場となっております。委員の構成メンバーといたしましては、代表となる学校長、教頭先生、また各学校の栄養教諭、それから調理員の代表、それからPTAの会長とその団体のほうから3名御推薦いただいて、構成しているという内容でございます。

○平賀貴幸委員 この給食委員会でこの給食の一部民間委託とか集約とか、その辺のことを議論していくという場所なのですか、そういう考え方をお持ちなのですか。

○林幸一学校教育部長 今までこの運営委員会の中でそういった議論はしておりませんが、これからできるかどうかというのは、ちょっと今後検討が必要なかなというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 せめてそこを公募で行うのだったら、まだ少しわからないでもないですけども、要綱上はそういうことになってないのですけれども、そこは条例で定められているのでしょうか。これは公募だとかそういうことは、やろうと思えばできるような仕様になっているのでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

長時間になりましたので、10分間休憩をとりたいと思います。

午後2時12分休憩

午後2時19分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁から。

○林幸一学校教育部長 学校給食運営委員会についてでございますけれども、この委員会は設置要綱で定められている委員会でございます。

この委員会での事業の内容としましては、先ほど御説明させていただいた内容を議論しているということでございますけれども、給食運営の在り方について、また公募の委員を入れるかなどは、その場では判断することができないところでございます。

○平賀貴幸委員 そうなのだと思うのですね。要綱には公募をすとか、そういう記載は多分ないのだと思うので、それをするかしないかの判断というのは、今この場でいきなりできるわけがないのだというふうに思います。

そうすると現時点ではやはり、そういった仕組みが存在していないですね。少なくともそういう仕組みが機能したという経過は、今のところないのだと思います。

ですから教育委員会自体で、教育委員の皆さんと議論したもの以外にはないのだと思うので、やはりここはですね、ここに書いてあるとおり、検討委員会というのを設置するのが本来は正しいのだと思いますし、そうでなければ、給食運営委員会そのものの委員の中に公募委員をしっかり入れ込んでいって、広く意見を聞いてよりよい形をつくるということを目指してほしいのだと私は思いますので、そこはどうかというのは、教育委員会の裁量ですから、この場でこれ以上やりとりやりませんが、やっぱり採択をして、市民が協働したいというその思いを議会としてしっかりと受け止めてそれを支えるという姿勢、やっぱり議会と議員は持つべきだと思うので、ぜひそこは賛同していただいて、採択をしていただきたいというふうに改めて申し上げたいと思います。

○永本浩子委員長 今の平賀委員の御意見を受けて、今までと意見を変える方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

○近藤憲治副委員長 平賀委員からの御提案ですね、非常にいい視点もあるかというふうに受け止めさせていただきました。

ただ、その公募の意義については、ちょっと今のやりとり、今のお話だけだと、いたほうがいいのかというニュアンスでしか受け止められないので、一義的にはやはりまずその学校給食に関わっている、そしてまたそのサービスの受け手の最たるものは小学生、中学生の子供たちであり、その保護者の方たち

でありますので、その方たちと調理員の方たち、栄養教諭の方たち、そして養護教諭の方たち、そういった実際に学校給食に関わっている方たちが、まずは議論をしっかりと深めていくという形で運営委員会をしっかりと機能させていくということが大事なのかなという思いは現状にあります。

併せて保護者の皆さん、またその市民の皆さんの声をしっかりと吸い上げて、政策に反映していく機能というのは、教育委員会がやるべきだというふうに提案するのも一つだと思いますけれども、併せてやはり議会も、そういう機能は当然持っているわけですので、これまでも市民健康プールの建て替えのときであったりだとか、私がまだ議員になる前でしたけれども、青色ザリガニの保護条例、工藤さんがいろいろ調査をされてですね、結果的には形になりませんでしたけれども、議員が市民の皆さんと向き合っていて、そして議会として様々な施策を導き出していくという作業もできるかと思っておりますので、そこはちょっといろいろ手法があるかと思っておりますので、今後議論をさせていただきたいと思っております。

○永本浩子委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 今、近藤委員から議会でいろいろ議論をする、そういった考え方もあるということで、過去の事例も若干示していただきながらお話がありました。

委員長にちょっと伺いたいというふうに思いますけれども、私ももしこの請願が残念なことに継続するのであれば、そこはそこで議会として委員会として考えねばならないというふうに思う立場の一人です。なぜかとするとですね、過去にどんな経過で今の学校給食になっているのかということをかいつまんでお話すると、平成23年の代表質問で初めてですね、この学校給食の在り方についてどうなんだということが、山田議員、松浦議員から質問があって、それに対する答弁で木目澤教育長からセンター方式は考えていないんだということと、しかし、これまでの方式の継続と新たな親子方式、今の方式どちらがいいか検討しているのだという答弁があったのです。その後、6月に私が一般質問したのですけれども、その答弁でそのときにですね、保護者や現場の教職員に全く話がされていないのだけれども、どうしてその状況のまま進めようとしているのだということを伺っているのです。

そうすると、当時の木目澤教育長はですね、まだ決まらないものを説明すると混乱が生じるので、こ

れまで説明を行ってこなかったと。でも、これから結論が出てくるということなので、直営が望ましいが、新たな親子方式を進めることで、今後保護者や学校の説明をしていくということで答弁があったうえ、それを受けてですね、9月から10月の間に、先ほど申し上げたような説明会が行われ、その年の12月の議会に補正予算としてどうしても耐震化の予算を使いたいからということで、急遽上げられて議論をして決めてきたという経過なのですよ。

そういった経過から今回の経過を比較すると、やはり今予算が上げられてない、一旦踏みとどまっていますけれども、拙速感はやはり否めないのだと思うのですね。

そうすると今、近藤委員から話があったとおり、しっかりと議会の中でですね、そういった議論をするような機会を何らかの形につくっていくという考え方を持つ必要があると思うのですけれども、委員長どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○永本浩子委員長 もし、私も皆さんの賛同がいただけるようでしたら、文教民生委員会としてこの給食問題に関してはしっかりと議論を深めながら、また、委員会として教育委員会のほうにも、提案をしていきたいと思っておりますので、皆さんいかがでしょうか。もしそういったことをちゃんとしていただければ、そういう機会をつくりたいと思っております。

○近藤憲治副委員長 今の今のお話ですので、一旦委員長、お持ち帰りいただいて、また各委員の皆さんの御意向も聞いていただいて、今、3月定例会の最中ですから、新年度なのか、どのタイミングなのかありますけれども、委員会としての具体の動きをつくっていただければいいと思います。

以上です。

○金兵智則委員 いま一つわからないところがあって、今、委員長からそういう提案を僕らにいただいたわけで、委員長が持ち帰る必要性が僕には全然わからなくて、僕らが持ち帰るのならまだわかるのですけれども、委員長が発言を持ち帰れというのは、随分な副委員長だなという話になっちゃいますので、それはやっぱり訂正したほうがいいのかなというふうに思います。

○近藤憲治副委員長 はい、ありがとうございます。金兵委員の御指摘のとおりでございますので、委員長の御見解を今示していただきましたので、各委員の皆さん持って帰っていただいてですね、改め

て具体的にどのような形をつくっていくのか、後刻協議できればと考えております。

以上です。

○平賀貴幸委員 持ち帰るということでありましてけれども、私は、ぜひやってくださいというふうに申し上げたので、持ち帰るものにもないのですけれども、請願が残念ながら継続になるのであれば、そういうことが必要だということでも申し上げさせていただきますが、改めて申し上げますけれども、委員長の職権というのはかなり強いのだと思います。

こういったところで調査が必要だ、あるいは研究が必要だということで、委員会を招集するのか、協議会で行うのかいろいろな形はありますし、広聴会を開くですとか、いろいろな方法がありますので、そういった創意工夫をしながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それぐらいこの案件は、とても大切な案件で、繰り返しますが、市民が協働求めてきていることに対して、議会がどう答えるというのが問われているということを忘れてはいけないのだと思います。

○永本浩子委員長 では、このことに関しては、きちんとまた皆さんの御意見をいただくこととしまして、今回の請願第13号の結論に関しては、意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、以上のように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

それでは、請願第14号網走市の学校給食の民間委託中止と、安心安全な給食の維持を求める請願について審査いたします。

この請願に関しては2,278名の署名も届いております。

では、この請願について委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○村橋敏章委員 この請願に2,278名の署名をしてくれた方がいらっしゃるって、かなり短い期間で集まった数としては、非常に大きな数字なのかなと思っております。

そして今、教育委員会のほうでは、職員不足が課題だということですが、それが民間に委託されたからといって解決されるものではないと思う

のです。

また今、正職員の退職不補充という市の方針がある中で、今回は1つの共同調理場を追加してつくるという部分ですけれども、この後も正職員を退職不補充とするとすれば、またさらにですね、民間委託の学校が増えてくるだろうと。ここに書いた全校へと拡大していくことも懸念されるということも考えられます。

なのでまず、この市民の声を大きく受け止めて、私はこの請願については採択すべきだと思います。

またですね、私もこの署名を集めた中で、市民の声を聞きながらやったのですけれども、この間、現状の退職不補充ということで、ごみの処分場の民間委託、それから除雪の民間委託とそれから保育園の民間委託と次々とされておりますが、何でも民間委託じゃなくて、この学校給食は本当に昔からあって、いいものなのだから、いいものは残さなきゃだめだろうと。なんでも民間委託ではだめだという声が、かなり聞こえておりました。

ぜひ、請願は採択してほしいと思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかの委員の方がいますか。

○金兵智則委員 この請願については多くの方々が、この意見に賛同して署名をされたということもありますので、その気持ちもしっかりと受け止めていきたいというふうに思いますし、そもそもやっぱり今回の給食の話に懸念があると、その不安が払拭できないと。だから中止してくれというふうな強い思いを持っている方々が多くいらっしゃるというのも私もわかりますので、この請願については採択をお願いしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 それでは、次の委員の方。

○古田純也委員 先ほどの請願第12号と一緒にですね、そもそもいろいろな選択肢の幅を縮めるのはいかがなものかと思ひまして、ここは継続と。

ただ署名を集めていただきました、皆さんにとっては本当に私も対象になる子供がいますので、感謝を申し上げたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの方はいかがですか。

○近藤憲治副委員長 こちら請願第14号でございますけれども、2,278筆の署名とともに提出されたものと受け止めております。

この署名ですね、多くの方が参加をされたと、関わられたということでございますが、書いた方々からもお話を伺っていますが、非常に何と言いますか

ね、懸念と心配がある分、こうなってしまうのではないのかなあという、そのイメージが非常に強くあって、やはりファクトに基づいた問題提起をやっていくことが、必要だなというふうに感じているのです。

例えば、この文言の中にありますけれど、「民間委託が全校に拡大」「地産地消や食育の観点が失われ、給食費が上がる」というような「想定されます」とは書いてありますけれども、初見の方であれば本当にそうなるのかなという、大変心配をされると思うのですね。ちょっと教育委員会に確認ですけれども、「民間委託が全校に拡大する」「地産地消や食育の観点が失われる」「給食費が上がる」、このような説明というのをどこかでした経過というのはあるのですか。

○林幸一学校教育部長 今まで対象校等で説明会を開催させていただいておりますけれども、この説明会中におきましても、実はこの地産地消、それから給食費はどうなるのかという御質問はございました。

この中で給食費につきましては、そもそもが食材料費によって給食費は算定するものであるということでございますので、例えば物価が急激に変動して上がったとか、消費税等が上がったとか、そういう場合以外は給食費が上がるということとはございませんということで御説明をしております。

また、地産地消につきましても食材料につきましては、これまでどおり直営で調達しますということでお話はさせていただいております。

以上でございます。

○近藤憲治副委員長 やはりこれ当然、地域の課題を問題提起して、どのように解決していったらいいのかという、一種の政策で地域課題を解決していくという流れなのだと思うのですけれども、やはりそのファクトに基づいて問題提起をしていくということが、まず大切だというふうに思います。その上で、その事実としてある課題をこのように解決していくべきだとか、ここはこのように是正すべきだというような、打ち出し方で訴えていくというのが、私は本来の署名の在り方なのではないのかなというふうに思いますので、本当に多くの皆さんが署名を寄せられたというふうに受け止めていますけれども、後々聞いてみると、きちんと不安や懸念を払拭してくれるのだったら、様々なやり方を検討してもいいのじゃないかとかですね、後になってからそ

ういう話をされている方もいらっしゃいました。

本当にこの給食に関しては、様々な方が様々な見解を持っていらっしゃいます。

直営でという御意見もあれば、一方で一気にセンター化をして民間委託をして、将来に持続可能な形をつくるべきだという御意見もあれば、給食が安定的に出されることがまず大事だと、またはその段取りや検証をきちんとやる必要があるのだというような声もいただいております。

そういった声にも耳を傾けながら、私は適切な時期に適切な判断をする責任を負っているというふうを考えておまして、この請願第14号につきましては、同意しかねるというふうに考えております。

○永本浩子委員長 それでは、ほかはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に、陳情2件について審査を行います。

それでは、陳情第16号子供の医療費無料化制度の拡充を求める道への意見書の提出を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 北海道への意見書を提出してくださいというのですが、網走市も今、子供医療費の助成を3割負担のところを原則1割負担していると、これをもっと拡充できないかという声もたくさんあります。道が無料化の拡充をすることで網走市の負担の部分が減りますから、さらに無料化の範囲が拡充できると思いますので、ぜひ網走市としてはこの意見書を提出していったほうがいいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんいかがですか。

○金兵智則委員 今、村椿委員がおっしゃったとおりだと思います。

北海道のこの医療費の助成、無料化にさらに、網

走市としてはプラスをして大きな拡充をしている段階ですけれども、同じ道のほうで拡充をしていただければ、市の負担が同じことをやれば負担は減りますし、同じ負担をするならばもっと拡充ができるようになるのかもしれませんが、道には積極的にやっていただきたいというふうに思いますので、これは通すべきだというふうに思います。

○永本浩子委員長 それでは次、どなたか。

○古田純也委員 公平な社会制度を確保する観点から、本来国が全国一律の助成措置を制度化すべきだと思いますので、まず、国の動向を見極めたいと思います。

継続で。

○永本浩子委員長 継続。

ほかの委員の方はいかがですか。

○近藤憲治副委員長 こちらは郵送でいただいた陳情であることを受け止めておりますが、いわゆる子供医療費の無料化を道の支出によって行うべきだという願意だとふうに受け止めております。

道議会でも種々議論がされているようですが、まず一義的には、子供医療費の無料化については、国が統一的な制度をつくるべきだろうという考え方が前提としてあります。

そしてもう一つですね、道庁の財政状況をきちんと冷静に見極める必要もあるんじゃないかというふうに思います。

中間自治体としては大変厳しい位置にいますので、我々から言えばいいんだという考え方もあるかと思うのですけれども、やはり一方で、きちんとですね、制度設計ができるのかどうかを冷静に見極める必要もあるかと思っておりますので、こちらにつきましては、引き続き研究をさせていただきたいということで、継続していただきたいと思っております。

○永本浩子委員長 ほかに、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に、陳情第17号生活保護収入認定等に関する陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 確認したいのですけれども、この慰謝料のものについては、全額認められないわけじゃないということですのでけれども、その自治体の裁量みたいな形になっているのですけれども、網走市ではどんな取り扱いになっているのでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 生活保護費については、毎月各世帯ごとの最低生活費を計算しまして、収入分を差し引いて、生活保護費として支給しているということですが、この自賠責の慰謝料につきましては、国の実施要領に基づきまして8,000円を超える部分を収入認定しているという状況でございます。

○平賀貴幸委員 つまり8,000円だけが一定額として収入認定の除外になっているというのが、今の現状なのだというふうに思いました。

いろいろな理由で自賠責ですから、これは事故についてですけれども、慰謝料が発生するということは、生活保護の方であってもそうでなくてもあるのだというふうに思います。そうすると、生活保護からやはり除外されたほうが、本来の扱いではないのかなと思うので、これについては採択をして一定額の収入認定の除外というのは、現状から拡大されるということが望ましいと思いますので、採択ということでいいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方がいかがですか。

○村椿敏章委員 この陳情に書いてあるとおりなのですけれども、慰謝料ですね、事故を受けて、非常に大変な目にあったわけですから、それに対しての慰謝料が出ているわけですから、当然生活保護の扶助費から引くというのはおかしなものだと思います。ですので、採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 ほかのの方がいかがでしょうか。

○古田純也委員 生活保護法第63条の内容に問題なしということでは不採択です。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったということで、この件に関しても閉会中継続審査とすることを報告することに決定してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように報告させていただきます。

それでは、ここで理事者の皆さんには退席をしていただきまして、委員の皆さん、しばらくお待ちください。

しばらく休憩いたします。

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

行政視察の実施について協議したいと思います。

まずは、行政視察を実施するか否かを決定していきたいと思っておりますので、皆さんの御意見を聞かせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○金兵智則委員 行政視察は、先進地を学んでくるということで、大変大事な事業ではあると思っておりますので、これまでどおりやったほうがいいのかと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では皆さん、行政視察を実施するというので、意見の一致を見たということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

時期なのですけれども、昨日の総務経済委員会でも出席された方は、検討内容お聞きになっているかと思いますが、いつもの年ですと改選期ではない年は5月に実施しておりますけれども、3月時点で、新型コロナウイルスによる各種イベントも中止になっている状況にありまして、またもし5月にやるとすると、事務局のほう動き出すのが2カ月前の3月ということで、なかなか厳しい状況があるということで、総務経済委員会のほうは、秋の10月か11月に実施ということが決まったところでありまして、文教民生委員会としては、この時期についてどのように考えますでしょうか、皆さん御意見ありましたら。

○金兵智則委員 文教民生委員会も総務経済委員会にならってやったらいいと思います。

○永本浩子委員長 はい。

皆さん、それで御異議ございませんか。

それでは6月定例会で、秋季実施の予定で改めて視察先、日程等協議していくこととなりますので、それまでにこういったところをぜひ視察したいというところがありましたら、皆さんぜひ考えてきていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また最終的には、正副委員長一任になることもありますので、よろしくお願いいたします。

それでは全体を通して、各委員より何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、これで文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時47分閉会
